

京都市訓令甲第 8 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成 22 年 9 月 30 日

京都市長 門 川 大 作

別表第 2 事業所の庶務を担当する課長，歴史資料館次長並びに産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中「並びに産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長」を「及び産業技術研究所企画情報室副室長」に改め，同項第 9 号中「産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長」を「産業技術研究所企画情報室副室長」に改める。

別表第 2 歴史資料館次長及び衛生環境研究所の課長の項中「歴史資料館次長」の右に「，産業技術研究所企画情報室副室長」を加える。

別表第 2 課長，部長，産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長，発達障害者支援センター長，青葉寮長，児童療育センター所長，統括部長並びに総看護師長(衛生環境研究所の課長を除く。)の項中「，産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長」を削り，「並びに総看護師長」を「及び総看護師長」に改める。

別表第 2 担当課長の項中「担当課長」の右に「及び産業技術研究所研究室研究部長」を加える。

別表第 2 産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長の項中「産業技術研究所工業技術センター長及び繊維技術センター長」を「産業技術研究所企画情報室長」に改め，同項第 15 号から第 17 号までを削り，同項第 18 号中「規則第 10 条」を「京都市中小企業技術者研修規則第 8 条」に改め，同号を同項第 15 号とし，同項第 19 号から第 24 号までを削り，同項の次に次の 1 項を加える。

産業技術研究所研究室長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇、欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関すること。 (3) 所属職員の2日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関すること。 (5) 申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (6) 京都市産業技術研究所条例施行規則第4条による分析、試験等の依頼に対する承認に関すること。 (7) 京都市中小企業技術者研修規則（以下この項において「規則」という。）第5条による受講の許可に関すること。 (8) 規則第11条による受講の許可の取消し及び受講の停止に関すること。 (9) 規則第12条による修了証書の授与に関すること。
-------------	--

別表第2 産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長の項中「産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長」を「産業技術研究所企画情報室副室長」に改める。

別表第4 事業所の長（東京事務所長を除く。）の項第8号中「農業指導所長，京北農林事務所長，醍醐和光寮長」を「農業振興センター所長，京北農林業振興センター所長」に改める。

別表第4 醍醐和光寮長の項を削る。

附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)